

瑞穂市地域福祉計画

骨子案

令和2年9月

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨と背景	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画期間	5
4.	計画への市民参画	5
第2章	地域福祉に関する市の現状	6
1.	人口等の動向	6
2.	アンケート調査結果	7
3.	団体ヒアリング調査結果	8
4.	対応すべき課題の整理	9
第3章	基本理念と基本目標	12
1.	基本理念	12
2.	基本目標	13
第4章	施策の展開	15
	基本目標1 支え合い、助け合う地域をつくる	15
	基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる	20
	基本目標3 いきいきと暮らせる環境をつくる	25
	基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる	29
第5章	計画推進のために	35
1.	協働による計画の推進	35
2.	計画の周知・普及	35
3.	社会福祉協議会との連携	35
4.	計画の進行管理、点検・見直し	36

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

少子高齢化や社会構造の変化により、地域のつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させています。

また、支援が必要でありながら福祉サービスにつながらない方、地域のセーフティネットでカバーできない方が増加しており、これからの福祉のあり方として、行政だけではなく、市民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体が、行政と連携・協力して対応することが求められています。

国においては、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。

地域共生社会の実現を目指すためには、これまでの、行政からの福祉サービスの提供だけではなく、包括的に支援体制を構築するため「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に取り組む必要があります。

こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活していくためには、身近な地域において、お互いに助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

本市では、平成25年3月に「瑞穂市地域福祉計画」を策定し、「ともに支え合い ともに創る 安心して生き生きと暮らせるまち みずほ」を基本理念に位置付け、各種施策を展開し、地域福祉の増進に努めてきました。

また、瑞穂市社会福祉協議会では、平成28年3月に「瑞穂市地域福祉活動計画」を策定し、各種福祉事業に取り組んできました。

このたび、市と社会福祉協議会と地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を共有化し、より具体的・効果的な取り組みを連携しながら行うため、市の「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の見直しを一体的に行います。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠と位置付け

①地域福祉計画について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者といった福祉に関する部門別計画の「共通軸となる施策」を体系化する、福祉健康分野の上位計画に位置付けられます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）第 14 条 1 項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」について、地域福祉計画の中に位置付けます。

さらに、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村地域自殺対策計画」を包含する計画とします。

②地域福祉活動計画について

「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。社会福祉法第 109 条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係団体等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

社会福祉法(第 107 条抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する事項
5. 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

成年後見制度利用促進法(第 14 条1項抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

自殺対策基本法(第 13 条抜粋)

(都道府県自殺対策計画等)

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

社会福祉法(第 109 条抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への市民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という考えは、市民が支え合い・助け合う地域をともにつくっていく「地域共生社会」を目指す本計画の目指すべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、地域共生社会の実現を目指します。

SDGsにおける17の目標



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画への市民参画

①市民アンケート調査の実施

市民がともに支え合う福祉社会の実現に向けた各種施策を推進するため、地域福祉に関する市民アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	18歳以上の市民から2,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査時期	令和2年1月
配布数等	配布数：2,000票 有効回収数：768票 回収率：38.4%

②関係団体等ヒアリング調査の実施

地域の福祉課題等を把握するため、地域福祉に関わる各種団体等に対して、調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

③瑞穂市地域福祉計画策定委員会の開催

広く市民等から意見を聴取するために、市民、関係機関・関係団体、学識経験者等で組織された「瑞穂市地域福祉計画策定委員会」において、本計画策定にあたっての意見交換及び審議を行います。

④パブリックコメントの実施

広く市民等から意見を聴取し、本計画に反映させるためにパブリックコメントを実施します。

第2章 地域福祉に関する市の現状

地域福祉に関する市の現状に関して、市の人口等の動向、アンケート調査結果、団体ヒアリング調査結果を抜粋して掲載しています。

1. 人口等の動向

①人口等の動向

- ・総人口は平成 27 年で 54,354 人。岐阜県内で人口増加率が最も高い。
- ・高齢化率が 19.6%と国、県よりも低く、30 代から 40 代の層を中心とした若い世代が多いまち。
- ・近年の転入者数は年間約 3,000 人。出生数が死亡数を上回る自然増、転入数が転出数を上回る社会増の傾向にあり、若い世代が市内に転入し、子どもを産むことで、人口増につながっている状況。
- ・一般世帯数は平成 27 年で 20,989 世帯と増加傾向にあり、単身世帯、核家族世帯が大きく増加。

②高齢者の動向

- ・高齢者人口も増加傾向で推移。高齢者夫婦世帯と、高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）が大きく増加。
- ・要介護認定者数も増加し、今後の増加が見込まれる。

④障がい者の動向

- ・手帳所持者のうち、身体障がいはおおむね横ばい傾向で推移。療育、精神障がいの手帳所持者が増加。また、平成 27 年度以降、精神通院医療が増加傾向。

④児童の動向

- ・児童人口は、おおむね微増傾向で推移し、平成 31 年では 10,459 人。
- ・本市のひとり親世帯の推移をみると、平成 12 年の 216 世帯から平成 27 年には 297 世帯と 1.4 倍程度増加。

⑤地域福祉関連団体等の動向

- ・登録ボランティアは 80 団体、登録人数は 983 人となっており、登録人数は減少傾向。
- ・97 の自治会があり、近年は自治会未加入世帯の増加や役員の高齢化・なり手不足など活動が停滞傾向にある地区もみられる。
- ・41 の単位老人クラブがあり、会員数が減少傾向。
- ・地域の集いの場として、社協と協力して「ふれあい・いきいきサロン」を開催。令和元年度のサロン数は 34 サロン。

2. アンケート調査結果

①地域とのかかわり

- ・ご近所との関係は、年齢層が上がるにつれて「困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合が高くなり、ご近所でのつながりが強い傾向がみられる。一方、年代別の30代、居住年数別の1・2年未満では近所とのつながりが薄い。
- ・地域住民が助け合う関係の必要性は、“必要”が86.7%を占める。
- ・困っている家庭があった場合にできることは、「あいさつや安否確認などの声かけ」が最も多く、次いで「話し相手」、「災害時の避難支援・安否確認」、「相談相手」など。

②地域福祉について

- ・地域での福祉活動を推進していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきかについては、「福祉サービスの充実のために、市民も行政も協力し合い、協働してともに取り組むべきである」が37.0%と4割弱を占め、次いで「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は市民が協力すべきである」が約3割。
- ・ボランティア活動への参加状況については、「活動したことがない」が約6割を占めるが、ボランティア活動への参加の意向について、「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」が約4割。
- ・ボランティア活動の充実に必要なことは、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が最も多く、次いで「地域の福祉の実態を市民に伝える」、「資金面の援助を充実する」の順。

③福祉情報の入手先

- ・福祉に関する情報入手は、「広報紙」が最も多く、次いで「自治会の回覧板」、「市のホームページ（インターネット）」などの順。

④相談について

- ・困ったときの相談先は、「同居の家族」が最も多く、次いで「知人、友人」、「別居の家族」、「親戚」、「市役所の窓口」などの順。
- ・市役所の窓口について望むことについては、「1か所で何でも相談や手続きをすることができる」が最も多く、次いで「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」の順。

⑤福祉のまちづくりについて

- ・地域の中で安心して暮らすために必要なことは、「高齢者や障がい者の社会参加、生きがいづくりの支援」が最も多く、次いで「地区で高齢者や障がい者、子どもの見守り体制をつくる」、「健康づくりや介護予防の取り組み」、「高齢者や障がい者、子どもなど異なる世代が集まって交流する機会を増やす」などの順。
- ・瑞穂市をどんな「福祉のまち」にしたいかについては、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」が最も多く、次いで「子どもが身体も心もともに健やかに育まれるまち」、「地域でお互いが支え合い、助け合いができるまち」などの順。
- ・今後重要だと思う保健・福祉施策は、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる」が最も多く、次いで「社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る」、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」などの順。

⑥防災について

- ・アンケートでは、地域の避難場所を「知っている」が全体では76.8%と7割を超えるが、居住年数別で1・2年未満の新しく転入してきた方は、50.0%にとどまる。

3. 団体ヒアリング調査結果

①団体活動に関して

- ・活動する上での課題は、「新たなメンバーの加入が少ない」が最も多く、次いで「構成員の高齢化」、「活動の財源確保」及び「活動を担う人材・マンパワー」の順。
- ・活動する際に連携・協力する団体や機関は「瑞穂市社会福祉協議会」と連携する団体が最も多く、次いで「自治会」、「老人クラブ」の順。
- ・地域活動を活性化するために必要と思うことは、「地域活動団体同士の交流促進や研修を行う」最も多く、次いで「市民自身が主体的に行う活動を活性化する」、「市民・地域の意見を聞く機会を充実させる」の順。
- ・困りごとを抱えた方に対して、団体で行えることは、「話し相手や相談相手」が最も多く、次いで「安否の確認の声掛け」、「災害時の避難の手助け」などの順。

②福祉のまちづくりに関して望むこと

- ・住みやすい、優しい瑞穂の次世代を担う人と地域づくりを望む。
- ・ボランティア参加者の高齢化が進んで、活動が困難になってきている。
- ・市民一人ひとりの共助の精神、ボランティア精神をどのように高めていくかが課題
- ・退職後の体力のある60代、70代前半の方、子育てを離れ比較的自由な時間を持つことができるようになった50代の方をボランティア活動に巻き込む施策を。
- ・ボランティア活動体験を行い、「これならできそうだ」という気持ちを持ってもらう。
- ・ボランティア活動について、活動する側と対象者となる側のミスマッチがあるように感じる。対象者ご自身が対象となるボランティア活動を知らないこともあると思う。
- ・高齢者だけの世帯が増加する中、地域（小学校区、自治会単位）での見守りや相互の助け合いが必要になります。小さな単位での活動ができる、また、それを広げて輪を大きくすることが重要だと考えます。
- ・利用しやすい買い物支援を。

4. 対応すべき課題の整理

市の地域福祉の現状や社会構造の変化、制度等の動向をふまえ、今後、対応すべき課題を整理します。

(1) 地域で支え合うために

①地域のつながりの強化

地域福祉を推進していくためには、市民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。

アンケートでは、ご近所との関係について、年齢層が上がるにつれて「困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合が高くなり、ご近所でのつながりが強い傾向がみられる一方、若い年齢層や居住年数が短い層で近所とのつながりが薄い傾向がみられます。

本市は、30～40歳代の若い世代の転入により人口増加傾向にあることから、そうした層への働きかけが特に重要となります。

また、住民主体での支え合いのまちづくり協議体が4校区に設置されており、市内全域に拡大していく必要があります。

②きめ細やかな情報提供

市民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要となっています。また、市でどのような福祉に関する活動があるかを知ってもらうことも、地域福祉活動への参加のきっかけとなります。

これまでも様々な情報媒体を活用して情報提供を図ってきましたが、インターネットを活用した情報提供の充実など、対象に応じて必要な人に必要な情報が届く、きめ細やかな情報提供が必要です。

③ボランティア活動の活性化

アンケートでは、市民のボランティアへの関心はありますが、実際の活動につながっていない結果となっています。

このため、市民が気軽にボランティアに参加できる機会や場の充実が求められています。また、ボランティア活動のマッチングを強化するためコーディネート機能の強化が必要となっています。さらに、ボランティア団体の活動が期待される中、ボランティア団体同士の連携の強化が求められます。

④民生委員・児童委員、福祉協力員の活動支援

民生委員・児童委員は地域福祉の担い手ですが、市民、特に若い世代で認知度が低い傾向がみられます。また、福祉協力員の認知度も低いことから、活動支援とともに、活動内容を含めた市民への周知を図る必要があります。

(2) 安心して暮らせるために

①相談体制の強化と必要なサービスの提供

各種福祉サービスの多様化や家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実と専門機関へつないでいくことも求められています。さらに、困難を抱える人へのサービスの充実とともに、必要なサービスにつなげられる体制の強化が必要です。

②生活支援サービスの充実

自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、買い物支援や移動支援などが求められており、少子高齢化の進行に伴う支援を要する人の増加、支援のニーズの多様化が進む中、生活支援サービスの一層の充実が必要です。

また、地域で日常生活の支援、見守り支援などができるさまざまな担い手を確保していくことが必要です。

③災害時の対応

アンケートでは、今後必要な取り組みとして「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる」が最も多くなっており、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、災害時要援護者を意識した地域での防災対策の推進が必要です。また、アンケートで地域の避難場所を「知っている」が全体では7割を超えていますが、居住年数の少ない人は半数にとどまり、防災情報の周知が必要です。

④権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理など不利益を被る人がおり、権利を守るための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。今後も、制度の周知や利用促進を図っていく必要があります。

(3) いきいきと暮らせるために

①地域での居場所・交流の場の確保

地域福祉を推進していくためには、市民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、これまで「ふれあい・いきいきサロン」などの開催支援や地域住民の交流の場づくりに取り組んできました。今後も閉じこもりがちな高齢者の交流の場や親子がつどえる場、新しく転入してきた人でも気軽に参加できるつどいの場の充実と周知が必要です。また、様々な事情で居場所がない子どもや若者を対象とした居場所づくりも必要です。

②移動手段等の確保

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての市民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や安心できる環境整備が必要です。

(4) 自殺に追い込まれることのない地域づくり

日本の年間自殺者数は、年間約2万人と、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。こうした状況から、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施し、すべての市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられています。

本市の自殺死亡率は国より低いものの、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進める必要があります。

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

これまでの福祉は、個人や家族など、個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から市民へのサービス提供という形をとってきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がい者、児童などに対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの課題には、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちが協力して解決する」（互助）、「相互扶助による制度で解決する」（共助）、「行政サービスによって解決する」（公助）、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

私たちの瑞穂市をより暮らしやすくするためには、市民一人ひとりが地域の担い手であると自覚し、市民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが必要であり、住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと暮らすことができる「ともに支え合い ともに創る 安心して生き生きと暮らせるまち みずほ」をみんなで築くことを目指します。

基本理念

**ともに支え合い ともに創る 安心して
生き生きと暮らせるまち みずほ**

2. 基本目標

基本理念「ともに支え合い ともに創る 安心して生き生きと暮らせるまち みずほ」の実現を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 支え合い、助け合う地域をつくる

支え合い、助け合いの地域福祉を進めるため、市民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高め、的確な情報提供を行うとともに、地域における市民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である瑞穂市社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

主要施策

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) 情報提供の充実
- (3) ボランティア活動の活性化
- (4) 支え合い・見守り体制の充実
- (5) 福祉活動への支援と連携強化
- (6) 社会福祉協議会との連携強化

基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進など子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

主要施策

- (1) 相談体制の充実
- (2) 福祉サービス提供体制の充実
- (3) 災害時の連携の強化
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 支援が必要な人への対応

基本目標3 いきいきと暮らせる環境をつくる

隣近所や市民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいつくり活動を推進し、市民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいつくり
- (3) 健康づくり・介護予防
- (4) 安全な移動手段・生活環境の確保

基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる【自殺対策計画】

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、「生きることの阻害要因」を減らすことに加えて、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させることが重要です。「生きる支援」を地域一体となって取り組み、いのちを支える仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合い、助け合う地域をつくる

(1) 地域福祉意識の高揚

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、市民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本市で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所づきあいについてその重要性を認識することが必要です。

本市では、市広報紙や市ホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。

社会福祉協議会においても、社協広報紙や社協ホームページでの情報提供等による啓発とともに「みずほ福祉フェスティバル」など福祉イベントの開催などに取り組んでいます。

今後も地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、市民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の高揚を図る必要があります。

今後の取り組み

- ①啓発活動の充実
- ②子どもに対する福祉教育の充実
- ③相互理解の促進

(2) 情報提供の充実

現状と課題

市民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要です。このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提供が必要です。

本市では、広報「みずほ」を発行するとともに、ホームページなど各部署での広報等を実施するとともに、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、各関係機関等との連携を強化しながら、個々のケースに応じ、必要な情報提供に努めてきました。

社会福祉協議会においても、社協だよりの発行や市広報紙への記事掲載、ホームページ、パンフレット等を通じて、福祉情報の提供に努めています。

今後も、わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信をはじめ、高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実とともに、必要な人に必要な情報が届く、きめ細やかな情報提供体制を確立していくことが求められています。

今後の取り組み

- ①広報紙・ホームページでの情報提供
- ②各種手当・制度の周知徹底
- ③民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実

(3) ボランティア活動の活性化

現状と課題

これまで児童や高齢者、障がい者などを対象に、多くのボランティア団体が活動してきており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、活動を支える人材や、活動のための資金の確保など、課題を抱えている団体がみられます。

また、ボランティア活動に参加したい人、意欲があっても行動に移せていない人は多いとみられます。

本市では、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進してきました。

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを中心にボランティア活動の普及や活動支援などに取り組んでいます。

アンケートでは、ボランティア活動については、「活動したことがない」が60.4%と6割を占めますが、ボランティア活動への参加の意向については、「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」が38.7となっており、ボランティア活動に関心のある市民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりも必要です。

また、支援を必要とする人と支援する人のマッチングに課題がみられ、今後は、コーディネート機能の強化とともに、ボランティア活動に関心のある市民へのきっかけづ

くりなど参加しやすい環境づくりが求められています。

今後の取り組み

- ①ボランティア活動の支援
- ②ボランティア・担い手の育成

(4) 支え合い・見守り体制の充実

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての市民が安心して暮らせるよう、日頃からの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

本市では、支え合いの地域づくりに向け、住民主体での支え合いのまちづくり協議体を設置し、設置された4校区(牛津・本田・穂積・牛牧)では、地域の福祉課題の把握や解決策の検討を行っています。

ひとり暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯を対象に、安否確認・実態把握のための友愛訪問をはじめ、75歳以上のひとり暮らしの方等への配食サービス(ほほえみ弁当)、緊急通報装置の設置など見守り関連サービスの充実を図ってきました。

また、事業者等との「高齢者等の見守りと支援に関する協定」により、地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築を進めています。

子どもの見守りに関しては、防犯パトロール運動を推進するなど、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。また、「みずほ市民メール」で地域安全情報を市民に発信しています。

今後も、関係機関が連携し、より充実した見守り体制の整備が求められます。

今後の取り組み

- ①支え合いの地域づくりの推進
- ②地域での見守り活動の推進

(5) 地域福祉活動への支援と連携強化

現状と課題

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手です。

本市では、各地域を担当する民生委員・児童委員が活動していますが、アンケートでは、民生委員・児童委員の認知度について、地域を担当している民生委員・児童委員について、「担当している人は誰か知らない」が61.3%と6割を占めています。

また、本市では担当する区域において、不安を抱える方々への声掛けや日常的な見守り、福祉ニーズの掘り起こしなどを行うボランティアとして福祉協力員を委嘱しており、地域の見守りネットワークの構成員として重要な役割を担っています。

地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

今後の取り組み

- ①民生委員・児童委員への支援
- ②福祉協力員の活動支援
- ③関係者のネットワークづくり
- ④福祉活動への支援

(6) 社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え、話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や、住民と関係機関・団体などをつなげていく中核的な組織としての役割が求められています。

本市では社会福祉協議会と連携し、市民や民生委員・児童委員、福祉団体、関係者など関係団体・機関との連携のもと、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んできました。

アンケートでは、社会福祉協議会の活動について知っていることとして、「お年寄り

の介護や見守りなどに関すること」が 36.7%と最も多く、次いで「地域福祉活動や市民参加を支援すること」(36.3%)、「福祉に関する情報の発信」(31.1%)などの順となっています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っていることから、今後も市と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

①社会福祉協議会への活動支援と連携強化

基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

(1) 相談体制の充実

現状と課題

各種福祉サービスの多様化や家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

本市では、誰もが気軽に相談できる体制づくりを目指し、各窓口での相談対応の向上を図るとともに、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター等で相談対応を行っています。

社会福祉協議会では、「心配ごと相談事業」、「障害者相談支援事業」、「生活困窮者自立支援事業」、「日常生活自立支援事業」を統合した「福祉総合相談センター」を開設し、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配事など様々な相談に対応しています。

地域では、民生委員・児童委員により福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。

これらを踏まえ、相談窓口の周知とともに、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の充実を図っていく必要があります。

今後の取り組み

- ①身近な相談窓口の充実・周知
- ②市職員や民生委員・児童委員等の対応力向上
- ③社会福祉協議会、民生委員・児童委員等や関係機関の連携体制の強化
- ④専門的な相談をつなぐ関係機関との連携体制の強化

(2) 福祉サービス提供体制の充実

現状と課題

子育て支援

令和2年度を初年度とする「瑞穂市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもたちとともに育つまち・みづほ」を基本理念に掲げ、①一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり、②安心して子どもを産み育てることができる環境づく

り、③子育て家庭を地域のみinnで支える環境づくりを基本目標に、各種施策の展開を図ります。

高齢者

※現在策定中の「瑞穂市高齢者生き生きプラン」の内容から主な取り組みを抜粋予定。

障がい者

※現在策定中の「第2期障がい者総合支援プラン」の内容から主な取り組みを抜粋予定。

今後の取り組み

- ①子育て支援の充実
- ②高齢者支援の充実
- ③障がい者支援の充実

(3) 災害時の連携の強化

現状と課題

風水害や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など災害時要援護者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本市では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、「みずほ市民メール」での情報発信など災害発生時の情報連絡体制など地域での防災体制の強化を図っています。また、要援護者台帳の整備など災害時避難行動要支援者対策に取り組んできました。

アンケートでは、地域の避難場所を「知っている」が76.8%と7割を超えていますが、居住年数別で1・2年未満の新しく転入してきた方は、50.0%にとどまります。

今後は、防災対策にあたっては、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、災害時要援護者を意識した防災施策の推進や高齢者や障がいのある人が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

今後の取り組み

- ①防災意識の高揚

- ②災害時等要援護者支援体制の充実
- ③災害時の情報連絡体制の強化
- ④地域の自主防災組織の育成・支援

(4) 権利擁護の推進

現状と課題

虐待防止

本市は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、児童や高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、関係組織を対象に、虐待対応についての研修会の実施など本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

また、虐待事例が発生した際は、関係者と連携して速やかに情報共有・実態把握を行い、適切な対応に努めています。

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制が求められています。

権利擁護

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

また、平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。

本市では、判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援センター、介護支援専門員、社会福祉協議会と連携し、事業の利用につなげています。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本市においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していく必要があります。

今後の取り組み

- ①虐待児童の発見・保護体制の整備
- ②高齢者・障がい者虐待防止対策の充実
- ③日常生活自立支援事業の利用促進

④成年後見制度の周知・利用促進

(5) 支援が必要な人への対応

現状と課題

生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、社会福祉協議会内に「相談支援センター」を開設し、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・支援等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

今後も関係機関との連携し、自立支援に向けた取り組みを進める必要があります。

子どもの貧困

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

本市においても、社会福祉協議会で子ども・若者の「居場所づくり」や「子ども食堂」の運営を通じて、身近な地域で支えられる仕組みづくりに向けた支援を行っています。

今後も、子どもの貧困についての状況を把握し、必要な支援を図る必要があります。

再犯防止

全国の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、平成 28 年には 48.7%を占めています。こうした状況を踏まえ、国においては、平成 28 年に再犯防止推進法を施行し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するとしています。

県においては、「岐阜県再犯防止推進計画」を策定し、国や市町村、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会の実現を目指しています。

市においても、こうした国・県の動向に対応して、犯罪や非行をした人の社会復帰を

図るため、保護司等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

- ①生活困窮者への対応
- ②子どもの貧困対策
- ③再犯防止の推進

基本目標3 いきいきと暮らせる環境をつくる

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、市民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、地域の状況や市民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

本市では、社会福祉協議会と連携し、同じ地域に住む高齢者、障がい者、子育て中の親子と地域のボランティアが楽しくふれあいながら閉じこもり防止や生きがいづくりを目的とした地域の集いの場として「ふれあい・いきいきサロン」を開設しています。また、精神障がい者サロン「すこやかクラブ」を開催しています。

認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせるみんなずっとほっとカフェ（認知症カフェ）を開設するとともに、高齢者の自主的な介護予防を進めるため、くつろぎカフェ（介護予防カフェ）を開催しています。

また、子育ての中で親子が気軽に集い、自由に交流できる場所として、地域子育て支援拠点事業による「子育て支援センター」を開設し、参加者同士が交流を深め、子育てが楽しいと感じられる機会を提供しています。

様々な事情で居場所のない子ども・若者の居場所づくりとして、みずほわくわくスクール・子ども食堂を開設しています。

今後は、より多くの方が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

今後の取り組み

- ①ふれあい・いきいきサロンの開設支援
- ②認知症カフェの活動支援
- ③地域子育て支援拠点事業の充実
- ④地域の施設を活用した交流促進

(2) 社会参加・生きがいづくり

現状と課題

高齢者が身近な地域での市民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、いきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動の支援や各種敬老事業を実施しています。

また、高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行っています。さらに、元気な高齢者の活動として、みずほ生き活きサポーターの活動支援を行っています。

障がい者については、自立支援とともに社会参加の支援を行っています。

今後の取り組み

- ①高齢者の生きがい・社会参加の促進
- ②障がい者の社会参加の促進

(3) 健康づくり・介護予防

現状と課題

健康づくり

※現在策定中の「瑞穂市第三次健康増進計画」の内容から主な取り組みを抜粋予定。

介護予防

※現在策定中の「瑞穂市高齢者生き生きプラン」の内容から主な取り組みを抜粋予定。

今後の取り組み

(4) 安全な移動手段・生活環境の確保

現状と課題

身近な移動手段

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての市民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。

本市では、高齢者・障がい者をはじめ、市民の身近な移動手段として、コミュニティバス「みずほバス」を運行しています。また、タクシー利用料金の助成も行っています。

社会福祉協議会では、福祉車両貸し出し事業、買い物が困難な高齢者への支援として買い物等支援事業を実施するなど、身近な移動手段の確保に努めてきました。今後も移動が困難な方への身近な移動手段の確保に努める必要があります。

バリアフリー化

本市では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置、多目的トイレの設置などを図ってきました。また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めてきました。今後も、多くの人々が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進める必要があります。

交通安全・防犯

交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進をはじめ、防犯パトロールの実施などに努めてきました。また、「みずほ市民メール」で地域安全情報を市民に発信しています。

今後も、安心できる生活環境を確保するため、交通安全・防犯対策を推進していく必要があります。

今後の取り組み

- ①身近な移動手段の確保
- ②公共施設等のバリアフリー化
- ③地域での防犯・交通安全活動の促進

基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる

【瑞穂市自殺対策計画】

基本目標1～3の「支え合い、助け合う地域をつくる」、「安心して暮らせる仕組みをつくる」、「いきいきと暮らせる環境をつくる」は自殺予防にもかかわる重要な施策です。

これらの地域福祉推進に向けた取り組みを踏まえて、基本目標4を自殺対策計画と位置付け、生きることの支援策を設定します。

(1) 自殺対策についての動向

日本の年間自殺者数は、年間約2万人と、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。

こうした状況から、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記され、都道府県のみならず、すべての市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

さらに、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへ転換する必要があるとして、国では平成29年7月に自殺総合対策大綱を見直しています。

(2) 瑞穂市の自殺の状況

①自殺に関する状況

本市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、全体・性別ともに全国、より低くなっており、全国を上回る値は男性では20歳代、60歳代、女性では20歳代、80歳以上となっています。

自殺死亡率の状況(2014年～2018年合計)

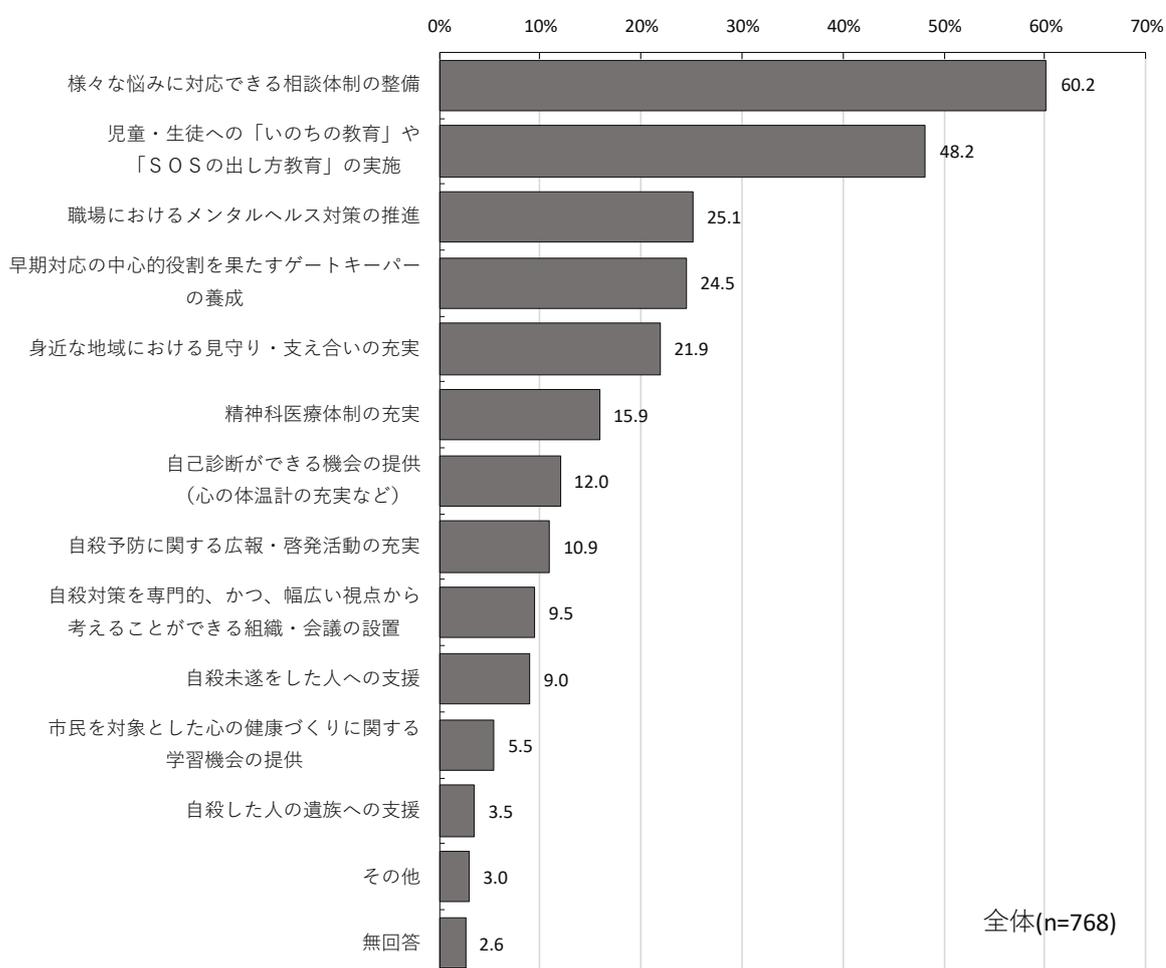
2014年～2018年合計		自殺者数 (人)	自殺死亡率(人口10万人 あたりの自殺者数)	
			瑞穂市	全国
総数		35	13.06	17.57
男性		23	17.25	24.81
女性		12	8.91	10.68
男性	20歳未満	2	6.64	3.26
	20歳代	5	31.45	25.04
	30歳代	2	10.01	25.62
	40歳代	2	9.32	28.73
	50歳代	3	20.75	34.80
	60歳代	6	38.21	28.21
	70歳代	2	18.24	31.05
	80歳以上	1	21.10	38.60
女性	20歳未満	0	0.00	1.65
	20歳代	3	19.57	9.84
	30歳代	1	5.18	9.93
	40歳代	1	4.80	11.29
	50歳代	2	13.48	13.29
	60歳代	1	6.02	12.39
	70歳代	1	8.52	15.35
	80歳以上	3	36.99	15.58

資料：地域自殺実態プロフィール2019より

②アンケート結果の概要（自殺に関する設問）

自殺を減少させるために重要だと思うことについては、「様々な悩みに対応できる相談体制の整備」が60.2%と最も多く、次いで「児童・生徒への「いのちの教育」や「SOSの出し方教育」の実施」（48.2%）、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」（25.1%）、「早期対応の中心的役割を果たすゲートキーパーの養成」（24.5%）、「身近な地域における見守り・支え合いの充実」（21.9%）などの順となっています。

自殺を減少させるために重要なこと



(3) 自殺対策の方針

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

このため、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、5つの基本施策を掲げ、多様な分野の関係機関、団体が連携し、施策の展開を図ります。

《5つの基本施策》

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

(4) 計画の目標指標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、具体的な数値目標等を定めるとともに、自殺に関連する施策の効果を検証する必要があります。

国においては、平成29年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」で、平成38(2026)年までに人口10万人あたりの自殺者数(自殺死亡率)を、平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標として定めています。

※今後、本市における目標値を検討

(5) 自殺対策の推進

①地域におけるネットワークの強化

施策の方向

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。

それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、住民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を図り必要があります。

今後は、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を図るため相談窓口の充実と専門機関との連携効果を図ります。

②自殺対策を支える人材の育成

施策の方向

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が急務となっています。

自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

③市民への啓発と周知

施策の方向

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景については、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及・啓発活動を推進し、人や地域とのつながりの中で、市民一人ひとりが役割について理解・共有するための啓発事業に取り組めます。

④生きることの促進要因への支援

施策の方向

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

⑤児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

施策の方向

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進します。

第5章 計画推進のために

1. 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、市民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、NPO法人、事業所など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

2. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、市民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、市職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、市広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く市民に周知し、普及に努めます。

3. 社会福祉協議会との連携

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置付けられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への市民参画とともに、計画の各分野で瑞穂市社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

このため、瑞穂市社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、市民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

このため、計画の見直し時に、計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施し、PDCAサイクルの確立を図ります。